

中間貯蔵施設 再生資材化した除去土壌の安全な利用の考え方（平成28年6月）

【基本的考え方】

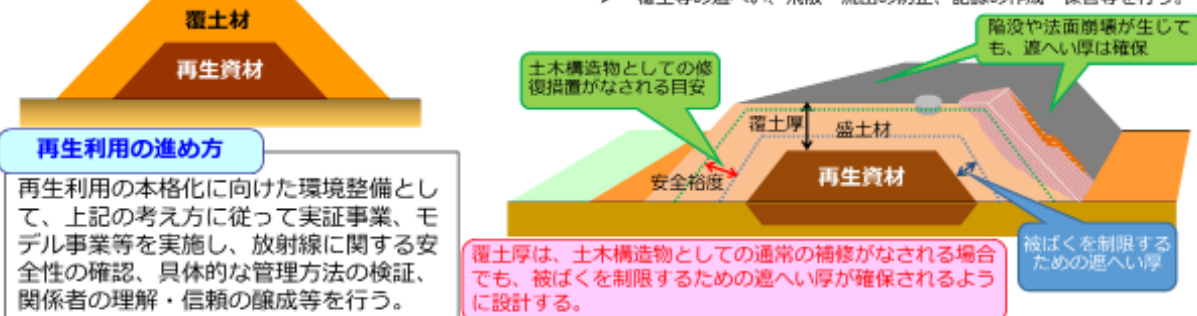
○除去土壌を適切な前処理や分級などの物理処理をした後、用途先の条件に適合するよう品質調整等した再生資材（8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定）を、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における人為的な形質変更が想定されない盛土材等の構造基盤の部材に限定した上で、適切な管理の下で限定的に利用する。

用途の限定

- ▶ 長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材や、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等に用途を限定する。

適切な管理

- ▶ 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定。
- ▶ 追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を設定。具体的には、追加被ばく線量が施工中1mSv/年を超えないようにする。（供用中は、その1/100を超えないように覆土等の遮へいをする。）
- ▶ 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等を行う。



再生利用の進め方

再生利用の本格化に向けた環境整備として、上記の考え方に従って実証事業、モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認、具体的な管理方法の検証、関係者の理解・信頼の醸成等を行う。

【参考】中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（2015.2.25 福島県、大熊町、双葉町、環境省）
（最終処分を完了するために必要な措置等）

第14条 4

丙（環境省）は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

環境省作成

福島県内における除染等の措置により生じた除去土壌を対象として、関係者の理解・信頼を醸成しつつ、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、平成28年6月に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を取りまとめました。現在、この基本的考え方を指針として、南相馬市等の実証事業を通じて、再生利用の安全性等の確認を進めています。南相馬市における除去土壌再生利用実証事業では、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射性物質濃度はすべて検出下限値未満となっています。

環境省 中間貯蔵施設情報サイト「南相馬市における再生利用実証事業」

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/recycling/minamisoma.html>

この基本的考え方では、除去土壌の再生利用について、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被ばく線量を制限するための放射能濃度を限定するとともに、覆土による遮へい等の適切な管理の下で実施することを想定しています。

本資料への収録日：平成31年3月31日